

日本の司法を ダメにする 最高裁判 事務総局 の正体

これまでの連載記事で明らかになったように、最高裁判事務総局の「司法官僚」による過剰な統制が日本の司法を歪めてきた「元凶」である——。では、どうすれば裁判官の独立を保障し、「国民に開かれた司法」を実現できるのか。それは司法官僚たちの「権力」を徹底的に排除し、国民が監視できる仕組みを作るしかない。司法版「脱・官僚」はこうやって実現せよ!!

注：最高裁の第一～第三小法廷に所属する判事。カッコ内は出身母体、年月日は判事就任の日

第一小法廷

01年9月、静岡県御殿場市で当時15歳の少女を集団暴行しようとした、いわゆる「御殿場事件」で元少年5人が強姦未遂罪に問われていた。第一小法廷は今年4月、上告棄却を決定、5人の有罪が確定した。被害事実の存在そのものが疑わしく、冤罪の可能性が高いといわれた事件だったのだが…



甲斐中辰夫
かいなか たつお
(検察官)
2002年10月7日



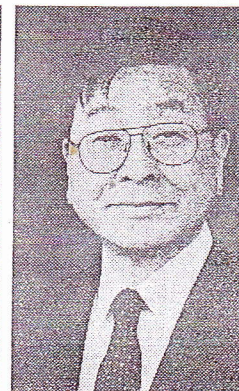
滝井紀夫
わくい のりお
(裁判官)
2006年10月16日



宮川光治
みやかわ こうじ
(弁護士)
2008年9月3日



櫻井龍子
さくらい りゅうこ
(元労働省女性局長)
2008年9月11日



金築誠志
かねつき せいし
(裁判官)
2009年1月26日

撤廃…
ために
止せよ!

09.11.2 no. 44

冤罪が起きる原因には
共通点があった!

これまでの3回の連載で、「司法官僚」という最高裁判事務総局のエリート裁判官によって現場の裁判官が統制され、常に政府や最高裁など「上」の意向を気にする「ヒラメ裁判官」が生まれてきた構造をお伝えした。そして、最高裁判事務総局の意に沿わない裁判官は昇給もままならず、勤務地も冷遇される実態を元裁判官らの証言によって明らかにしてきた。

さらに、こうした最高裁による様々な統制が世界でも異例といわれる有罪率99・9%を維持する一方で、冤罪を引き起こしているのではないかと指摘した。

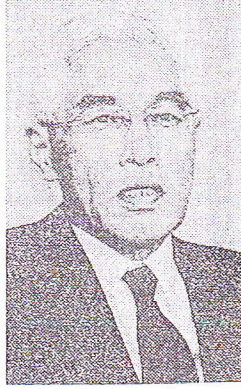
例えば、90年5月、栃木県足利市で

第二小法廷

06年12月、渋谷区で妹の短大生を殺害、遺体を切断したとして殺人・死体損壊罪に問われた武藤勇貴被告（24歳）について、第二小法廷は今年9月、上告を棄却する決定をした。「犯行時に精神疾患はなかった」として懲役12年を言い渡した東京高裁判決が確定した



竹崎博允
たけさき ひろのぶ
(裁判官)
2008年11月25日



今井 功
いまい いさお
(裁判官)
2004年12月27日



中川了濊
なかがわ りょうじ
(弁護士)
2005年1月19日



古田侑紀
ふるた ゆうき
(検察官)
2005年8月2日



竹内行夫
たけうち ゆきお
(元外務次官)
2008年10月21日

第三小法廷

「国策捜査」で東京地検特捜部に逮捕された鈴木宗男衆議院議員の事件に関連し、元外務省主任分析官・佐藤優氏が背任と偽計業務妨害に問われていたが、今年6月、第三小法廷は佐藤氏の原告を棄却した。鈴木議員と、「ライブドア事件」のホリエモンこと堀江貴文氏の原告案件も第三小法廷に係属している。防衛医科大学の教授が強制わいせつに問われた痴漢事件では、今年4月、「被害女性の供述には疑いがある」として、画期的な逆転無罪判決を言い渡しているが、「和歌山毒カレー事件」の林真須美被告に対しては自白・物証ともにないにもかかわらず原告を棄却。死刑が確定した



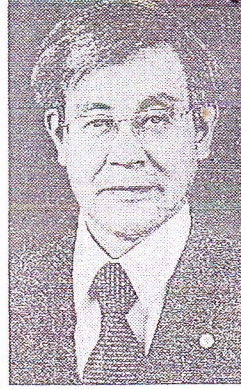
藤田衛靖
ふじた ときやす
(学者)
2002年9月30日



堀籠幸男
ほりごめ ゆきお
(裁判官)
2005年5月17日



那須弘平
なす こうへい
(弁護士)
2006年5月25日



田原睦夫
たはら むつお
(弁護士)
2006年11月1日



近藤崇晴
こんどう たかはる
(裁判官)
2007年5月23日

最終回 給与の透明化、判検交流の
歪んだ統制をなくす
『裁判所法』を改

事務総局の正体

4歳(当時)の女兒が殺害された、いわゆる「足利事件」。無期懲役刑が確定し、刑務所での服役を含め、実に17年半もの長期間、身柄拘束された菅家利和さんは再審開始が決定し、今年6月、刑の執行が停止され、釈放された。

これは菅家さんを有罪にする決め手となったDNA鑑定が間違っていたことが判明したためだが、無実を訴え続けた菅家さんの声を地裁、高裁、最高裁の裁判官たちは無視し続けた。

もちろん、自白を強要した警察、起訴した検察の責任がまず問われるべきだが、裁判官が公正・中立に真実を見極める目を持っていれば、菅家さんは冤罪被害に遭わなくてすんだろう。しかも、この事件はすでに時効が成立し、真犯人が捕まることは永遠になくなり、遺族が真相を知る機会もなくなってしまう。その意味で、最後のやりどころである裁判所の「罪」は重いと言わざるを得ない。

市民との対話活動などを行なう『日本裁判官ネットワーク』コーディネーターのひとりだった、元裁判官の安原浩弁護士(兵庫県弁護士会所属)は、こうした冤罪が起き続ける原因について次のように語る。

「私は過去の死刑冤罪事件4件(『免田事件』、『財田川事件』、『松山事件』、『島田事件』)の判決文をすべて読み、冤罪が起きるひとつのパターンがあることに気づきました。それは、物証であ



る科学的な鑑定結果に疑問があっても、被告人が自白しているから鑑定結果も信用できると裁判官は考えてしまったということだ。

あるいは逆に、自白の信用性に疑いがあっても、鑑定結果が有罪であることを示しているから自白も信用できると裁判官が考えてしまった。本来、物証と自白が食い違うのであれば、裁判官は「検察官の主張はおかしい。被告人は無罪ではないか」と疑ってかかるべきなのですが、物証の不十分な点を自白で補強するなどして有罪判決を導き出していた。それは今回の足利事件にも共通していることだ。

では、なぜこういうことが起きるのか。前号でもお伝えしたように、日本の裁判官は最高裁判事総局が主催する研究会や勉強会で、若い頃から「被告人が自白した供述調書は信用できるものだ」と「洗脳」され、検察の主張どおりに有罪判決を出すことに疑問を持たなくなってしまう。そのため被告人が法廷で供述を翻して無実を訴え

90年5月に起きた「足利事件」で無期懲役刑が確定し、17年半にわたって身柄拘束された菅家利和さんが今年6月に釈放された。自白を強要した菅家利和さんの無実を無視した最高裁の責任も重大だ。洗脳による冤罪事件は今後も決してなくならない。

でも、検察官が作成した調書のほうを採用して有罪判決を出してしまいがちなのだ。

「裁判官がその『有罪慣れ』した意識から脱却できないことが、冤罪を生む根本的な原因だと私は考えています」(安原氏)

このように見ると、今の司法が抱える問題の多くは、最高裁判事総局の長年にわたる裁判官支配を可能にしてきた制度に根本的な原因があると考えざるを得ない。

では、この最高裁判事総局を改革するには、何をどうすればいいのか?

「裁判所情報公開法」で統制の実態を「丸裸」に

まず肝心なのは、最高裁が裁判官を統制する際に大きな武器としている報酬、勤務地決定などの人事制度を透明化し、裁判官を最高裁の「呪縛」から解放することだ。

裁判官の報酬は判事8段階、判事補12段階と細かく規定されているが、特に判事4号から3号に昇給する基準が

明らかにされておらず、裁判官の間で「3号問題」と呼ばれていることは何回も触れた。

この問題については、元大阪高裁判事で香川県弁護士会所属の生田暉雄弁護士が最高裁に「裁判官の昇給に関する運用マニュアル」などの開示を求めているが、最高裁は「そのような文書は存在しない」と不十分な対応しかしていない。

裁判官は特別職の国家公務員。一般職の国家公務員給与が人事院規則などによって細かく規定されているのに、裁判官の昇給に関するマニュアルや規定がないなどありえないだろう。

しかも、最高裁が昇給基準を明らかにしないために、生田弁護士は「人件費予算の一部が最高裁の『裏金』になっているのでは?」との疑惑も抱えている。最高裁は、

「余った人件費予算は国庫に返納しており、裏金になっていないことはありません」(事務総局広報課)

と、それを否定するが、関連する文書が全面開示されない以上、それを鵜呑みにすることはできないだろう。

そもそも、最高裁の情報公開制度は「抜け穴」だらけなのだ。この8月に『司法官俸 裁判所の権力者たち』(岩波新書)を出版したばかりの新藤宗幸・千葉大学法経学部教授が次のように指摘する。

「行政機関に情報公開の法的義務を課

事務総局の正体

「裁判所法を改正すれば、事務総局の裁判官統制を相当緩和する方向に向かうはずだ。何も憲法を改正しようというのではありませんから、国会（立法院）がやろうと思えばできます。裁判所の司法行政部門に関することなので、それによって司法権への介入と批判されることもありません。もちろん、最高裁は大反対するでしょうけどね」

このように、報酬と勤務地決定に関して最高裁の権限を「排除」することができれば、裁判官は本来の「憲法」「法律」、そして自らの「良心」に従った判決ができるようになることは間違いない。

同時に、裁判官の人事を司る最高裁判所事務総局人事局のスタッフも大幅に減らすことができる。そうすれば、ここに勤務する「裁判をしない裁判官」、つまり司法官僚を現場に「復帰」させられるため、裁判官不足も少しは緩和されることだろう。

だが、それでもまだ不十分だ。裁判官を検察庁からも独立させなければならぬ。というのも、裁判所と法務省・検察庁との間で「判検交流」といわれる人事交流が行なわれ、裁判官は検察にも「遠慮」する体質があると指摘されているからだ。

判検交流とは、裁判官（判事）が法務省・検察庁に、そして検察官（検事）が裁判所に3年程度出向するもの。

その人数がどれくらいか。鈴木宗男

・衆議院議員（新党大地）の質問主意書に対する政府答弁によれば、08年、裁判官から検察官に任命された者は56人、逆に検察官から裁判官に任命された者は55人に上る。

この人事交流制度は、「裁判官と検察官がお互いの職務について理解を深める」ことが目的とされる。だが、本来は裁判で異なる役割を果たすべき裁判官と検察官に「仲間意識」が芽生え、実際の裁判に悪影響、つまり検察有利の判決が出される可能性がある懸念されている制度なのだ。

刑事事件の場合、起訴する検察官、それに対して有罪か無罪かをジャッジする裁判官はお互いに独立した存在でなければならない。なのに、裁判官が検察庁に出向した経験を持つ「元検察官」であった場合、かつて「同じ釜の飯を食った同僚」に不利とわかってい

る判決（無罪）を書くことができるだろうか？
また、出向によって検察官になった裁判官が、国の行政機関が訴えられた場合に国側の代理人となる「訟務検事」を務めることもある。その訟務検事がもとの裁判官に戻った後、国が訴えられた裁判で国側に不利な判決を下すことが果たしてできるだろうか？

このように考えると、判検交流はお互いの職務について理解を深めるとい

うメリットよりも、中立・公正な裁判が歪められる可能性があるデメリット

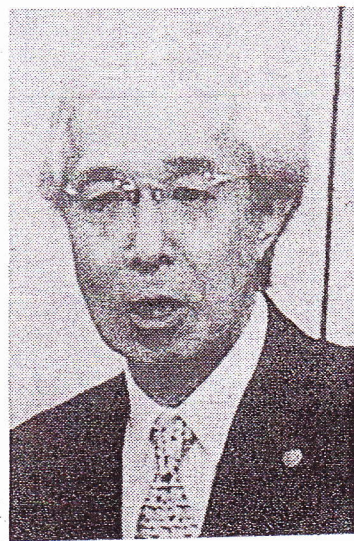
のほうが大きいと言わざるを得ない。判検交流の弊害について前出・安原氏が次のように指摘する。

「訟務検事を経験した裁判官は、『上命下服』の行政機関の官僚体質に染まってしまう場合が多いのです。その結果、裁判官は判決を書くための資料読みなど、本来、自分でやらなければならない仕事を書記官などの『部下』に命令してやらせるようになります。そして、なかには言うとおりにしない書記官に怒りだす裁判官までいるのです」

これでは、実務は部下にやらせて、自分は決済のハンコを押すだけのお役所の管理職と同じではないか。こうして、「お役人」と化した裁判官は、さらに上位の「高級官僚」最高裁判事事務局の「命令」に従いやすい体質に変わっていく。

結局、今の裁判官を取り巻く様々な制度が裁判官の独立を侵す、つまり、国や最高裁にとって都合のいい裁判官を生み出す方向に働いている。その根っこは、司法試験に合格し、司法修習を終えて、そのまま裁判官に任官。その後、出世の階段をひたすら上っていく今の裁判官のキャリアシステムにある。それが裁判官としてのスタートから定年退職に至るまで、最高裁から統制を受けることを不可避にしているのだ。

それを変えるためには、弁護士活動



を判の声を各市民に反映させるため、裁判所には「裁判委員会」が設けられている。東地修氏（右）が委員長を務める「茶番」だけの委員会を作っただけの委員会は市民の声が届かない。委員構成を見直すべきだ

最高裁版「脱・官僚」が真の司法改革につながる

このように、最高裁判事事務局による支配を弱めるためには、前述した「裁判所情報公開法」の制定や「裁判所法」の改正など法的な整備が必要だが、「今すぐにでもできることはある」と話すのは前出・新藤氏だ。

「形骸化している『裁判官会議』を『復権』することです。裁判所法では、最高裁が司法行政事務を行なうのは裁判官会議の合議によるもので、最高裁長官がこれを総括することになっていません。事務総局はその庶務にすぎません。にもかかわらず、今の裁判官会議は事務総局が作成した原案を承認するだけだといわれていますから、これを法律

どおりに裁判官会議がきちんと機能するようになればいいのです」

政治の世界でいうと、政策立案は本来、国会議員がするべき。しかし、実際は原案を霞が関の官僚が作って、形だけの審議・議決を国会で行なっている。それと同じことが最高裁でも行なわれているのだ。その実権を、鳩山政権が掲げる「脱・官僚」のように、事務総局から裁判官会議に戻すのだ。

そもそも、裁判官には「身分の差」も「上下関係」もない。上下関係があれば、部下が書く判決に上司が干渉することが可能となり、裁判の公正が担保できなくなる。このため、人事についても、お互い対等な立場の裁判官による裁判官会議で決めるようになっていくわけだ。最高裁事務総局が裁判官を支配すること自体、おかしい話なのである。

「それともうひとつ、裁判所の運営に国民の声を反映することです。03年か



千葉大学の新藤宗幸教授の近著「司法官僚 裁判所の権力者たち」。新藤氏は「市民のための司法を築くことは政治の責任そのものなのだ」と指摘する

ら全国の地裁、家裁に「裁判所委員会」が設けられました。これは地裁や家裁の運営に「広く国民の声を反映させる」ためです。しかし、委員の顔ぶれや運営の仕方を見ると、とても市民参加の形にはなっていないと、一応、ご意見はうかがっておきます。『一応、ご意見はうかがっていないのが実情。ですから、委員構成を大幅に見直して、本当の意味での一般市民の声を反映できるようにするのです』（新藤氏）

裁判所委員会は、01年の司法制度改革審議会の意見書に基づいて設置されたものだが、例えば、東京地裁の裁判所委員会は19人の委員から構成され、委員長は地裁所長の池田修氏が務めている（今年4月20日現在）。つまり、東京地裁に対して「モノ言う」ための委員会の長が東京地裁の責任者という「茶番」以外のなものでもない組織になっているのだ。

このように見てくると、戦後、裁判官の独立を担保する制度が作られながら、それが最高裁事務総局という「官僚組織」によって勝手に歪められて運用されてきたことがよくわかる。さらに問題なのは、裁判官を統制する最高裁事務総局の実態が国民の前にほとんど明らかにされることなく、今日まで至ってきたことだ。

裁判員制度導入のきっかけとなった司法制度改革審議会の意見書でも、裁判官制度の改革は取り上げられてい

た。しかし、その後の成り行きを見ると、最高裁事務総局による司法統制の問題は陰に隠れ、裁判員制度だけが国民やメディアの関心の的となってしまう。

こう考えると、当初、陪審制など国民の司法参加に消極的だった最高裁が裁判員制度を推進する立場に変わったのは、裁判官統制の問題にうまくフタをしたかったからではなかったかと勘繰りたくもなる。

だが、今からでも決して遅くはない。これまで検証してきたように、裁判官の独立を名実ともに保障するために、今すぐにでもできることはたくさんあるのだ。

それは裁判員制度のように国民を裁判官と同じ法壇に座らせて、「人を裁く側」、つまり権力のお先棒を担がせることではなく、裁判官の人事などを通じて司法行政を牛耳る最高裁事務総局に国民の監視の目が届くようにすることだ。

最高裁が自浄作用を発揮して、自ら改革してくればそれに越したことはない。が、「既得権益」を手放さないのは官僚の必然。それを変えるには国民の代表である政治家（国会）に期待するしかない。国民にとってより良い制度を作るのは政治家の仕事なのだから、政権交代した国会で、ぜひとも議論し実現してほしい。

そして、そうした制度改革と同時に、

裁判官自身の意識改革こそが重要だと感じる。人事を武器にした最高裁事務総局の統制がいかに厳しいものであったとしても、それに屈せず、独立した裁判官としての道を歩むことはできるはずだから……。

前出・安原氏が語る。

「裁判の最大の目的は裁判当事者を納得させることです。裁判によって紛争が解決し、社会が安定する。そのためには、公正で独立した裁判官が証拠と法律、論理に従って下した判決であることが重要なのです。」

また、裁判では契約を破ったとか、人の物を盗んだとか、ごく普通の人が引き起こした社会現象を扱うわけですから、お高くとまって、日頃から市民と交流しないような人に裁判官は務まりません。市民の気持ちもわからないようでは、市民が納得できる判決を書くこともできないでしょう。ですから、まず裁判官が市民の中に積極的に入って、市民感覚を身につけることが重要なのです」

今の最高裁事務総局による統制は、裁判官が市民と対話する自由さえ制限している。裁判員制度の目的は「刑事司法に市民感覚を取り入れる」ことだといわれるが、一般の国民に重い義務ばかりを負わせる前に、まずは最高裁内部が市民感覚に目覚めるべきだ。それが司法制度改革の「第一歩」であるはずだから……。